

京都市告示第156号

京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定により、西京極総合運動公園プール兼アイススケートリンク（京都アクアリーナ）のアイススケートリンクの供用時間及び供用しない日について、次のとおり変更します。

令和5年5月31日

京都市長 門川大作

令和5年7月4日（火）及び同月11日（火）における供用時間を供用しない日に加える。

（理由）

施設メンテナンスのため。

（文化市民局市民スポーツ振興室）